

# 家畜衛生

広報

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

TEL (079) 240-7085

FAX (079) 232-2685

E-mail himejikhe@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ (HP) <http://www3131.ec-net.jp/>

防疫訓練を開催しました (P3)



訓練 第2部 (捕鳥作業)



訓練 第2部  
(健康調査)

◎巻頭言	○ごあいさつ	2 P
◎防疫情報	○鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を開催	3 P
	○高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生予防について	4 P
◎疾病情報	○牛ウイルス性下痢・粘膜病にご注意	5 P
◎衛生情報	○獣医事に関する講習会を開催	6 P
	○11月は薬剤耐性対策推進月間です (農水省)	
◎安全対策情報	○飼料中の抗菌剤残留検査による畜産物安全性確保について	7 P
◎お知らせ	○獣医師法第22条の届出 ○牛の家畜人工授精師養成講習会	
	○「飼養衛生管理基準」の定期報告について ○若手職員の紹介	8 P

## 【巻頭言】

# ご あ い さ つ

所長 荻野 雅男

今年の台風1号は7月3日の発生と過去2番目に遅い発生でありましたが、その後発生が頻発し、8月後半には4つの台風が北日本を直撃、大きな被害が発生しました。また、この夏、西日本では猛暑に見舞われ、大阪で猛暑日を26回記録しました。地球温暖化の影響か？このような異常気象が今後も続くのだろうか……。

らくのうフェスティバル(県乳牛共進会)や県畜産共進会が終了し、いよいよ秋の色が濃くなって参りました。畜産関係者の皆様方には、ご健勝でご活躍のことと存じます。平素は、家畜保健衛生所の業務推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、畜産を取り巻く状況では、生産費の大部分を占める配合飼料価格が米国のトウモロコシや大豆の豊作、更には円高傾向から値下げ傾向で推移しています。また、生産物を見ますと、神戸ビーフ等の枝肉価格は28年9月期A5で約4,200円/kgの高値で安定し、但馬牛の子牛価格も1頭90万円超(9月子牛市税込)と最高水準で維持されています。鶏卵や鶏肉、豚肉についても高値傾向が維持されており、畜産経営には好条件の展開となっております。

家畜衛生面では、鳥インフルエンザについて、昨シーズン(2015-2016年)は国内の家畜飼育農場での発生はなく、野鳥でも病原性の高いウイルスは見つからず平穏な年でありました。しかし、今年の夏には、南ロシアやアラスカの野鳥からH5型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、夏の営巣地での感染拡大が心配されます。過去の例ではロシア南部でウイルスが確認されるとその後18か月以内に朝鮮半島や日本で発生しており、渡り鳥の飛来シーズンを迎え、厳重な警戒が必要となります。

次に牛ヨーネ病ですが、6月に三田市で

行ったヨーネ病の乳用牛定期検査で患畜を摘発し、殺処分を実施しました。管内では5年ぶりの発生です。その後の同居牛検査では感染牛は見られておらず、畜舎消毒を行い、現在経過観察中です。

3番目は牛白血病です。全国的に発生が増加している中、管内でも2015年102頭、2016年9月までに66頭の発生がありました。合計168頭の内訳を見ると19頭が農場発見で、残り149頭が食肉出荷後のと畜検査での発見でした。149頭の内75頭は県外からの出荷牛でした。また、発生月齢については乳用牛・肉用牛ともに若齢化傾向が見られています。

4番目は牛ウイルス性下痢・粘膜炎(BVD・MD)ですが、管内では本年4月と8月、9月に乳牛で確認されました。本病は届出伝染病で北海道を中心に年々増加傾向にあります。

5番目はイバラキ様疾患です。昨年10月、淡路、阪神、東播磨、丹波地域で嚥下障害を伴う疾病の発生がありました。その後の遺伝子検査で「流行性出血病ウイルス(EHDV)血清型6」の感染による疾病と診断されましたが、症状がイバラキ病に酷似しており死亡例も見られました。また今年度、当所で行った吸血昆虫が媒介する牛の病気に係る定点調査では、他の流行性出血病ウイルスの遺伝子が検出されており、詳細は今後の検査を待たなければなりません。

冒頭、「地球温暖化の影響か……」と呟きましたが、その影響がこのような吸血昆虫が媒介する疾病の多様化につながっているのではないかと考えます。

今後とも、本県畜産の発展のために防疫・衛生面での支援を続けて参りますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練を開催

防疫第1課 日向ひとみ

### 1 はじめに

近年、鳥インフルエンザの世界的流行が見られ、今年も韓国や中国、台湾など、周辺国で発生が報告されています。引き続き海外から鳥インフルエンザウイルスが侵入するリスクは高く、常に国内での発生に備える必要があります。特に、西播磨地域は、本県最大規模の養鶏農場を抱える他、岡山県境近くに位置することから、鳥インフルエンザ発生時には、動員者の確保や制限区域の設定に係る隣県との調整等、一層、迅速・適確な初動対応が必要となります。

そこで、この度、10月3日に西播磨地域において「鳥インフルエンザの発生に備えた防疫訓練」を開催し、第1部では机上訓練、第2部では実地訓練を行いました。

### 2 訓練の内容

訓練は、西播磨県民局、姫路・和田山・淡路家畜保健衛生所、公益社団法人兵庫県畜産協会の主催により、兵庫県養鶏協会の協賛をいただき開催しました。当日は、養鶏協会会員並びに飼料会社等関係団体、県及び市町の危機管理、農林、環境、健康福祉の関係部局の職員と国等から総勢240名の参加がありました。

第1部の机上訓練は、大規模養鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが発生したと想定し、異常家きんの届出から殺処分完了までの初動対応を示しました。西播磨県民局内における地方連絡会議、対策地方本部の動きを、家畜保健衛生所の検査スケジュール等と合わせて時系列で説明しました。

第1部  
机上訓練



また、遅延無く処分が行えるだけの動員者の確保や焼却処分にかかる広域連携の必要性など、防疫措置の問題点や課題についても参加者と共有しました。

第2部の実地訓練では、県の防疫作業動員登録者や市町職員等56名を対象に、①集合・受付、②作業前の健康調査、防護服着用、③ゴーグル等の装備装着、④鶏の捕鳥作業、炭酸ガスを用いた模擬鶏の殺処分と、密閉容器への移し替え、⑤装備の脱衣、⑥作業後の健康調査について順を追って訓練しました。

第2部  
実地訓練



実施後のアンケートの結果、訓練全体の理解度についてはほぼ100%であった反面、装備装着を難しいと感じた参加者は30%に上りました。今後も防護服や装備装着等、機会を捉えて訓練を継続するとともに、ゴーグルの曇り止め措置等、作業者の安全確保も図っていきます。

### 3 おわりに

鳥インフルエンザ発生時の防疫対応については、対策地方本部を運営する県民局、家畜保健衛生所、市町等がいかに連携して迅速に初動対応するかが、適確な防疫措置実施への鍵となります。

今回、机上訓練では初動対応について関係機関や市町、団体関係者等と共有でき、さらに実地訓練では、本番さながらの動員作業の流れを確認できました。大規模養鶏場での発生時には、動員者の確保など課題はありますが、これからも関係者のみなさまのご理解とご協力をいただき、鳥インフルエンザ対策に万全を期して参ります。

## 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生予防について

防疫第2課 小山 芽以

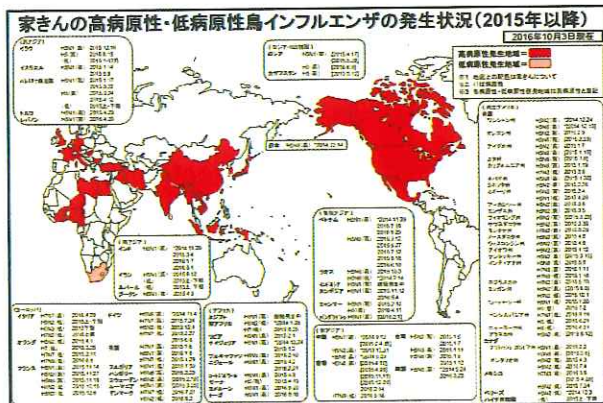
### 1 はじめに

高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）と口蹄疫は世界各地で発生が継続しています。HPAIウイルスは伝播経路として渡り鳥が重要であるため、飛来の増加するこれからの季節はより注意が必要です。また、訪日外国人客数の増加や物流の国際化等により口蹄疫ウイルスの国内侵入リスクも高まっています。HPAIに関しては、昨シーズンは国内の家きんでの発生がなく、口蹄疫の国内最終発生からも6年が経過しましたが、畜産農家の皆様には、引き続き高い危機意識を持って発生防止対策をお願いいたします。

### 2 HPAIの発生状況と養鶏業への影響

HPAIは世界の広い範囲で発生が確認されており、韓国や中国、台湾等の近隣諸国でも継続的に発生しています。また、本年6月にはロシアで、8月には米国で野鳥からHPAIウイルスが見つかり、渡り鳥による国内へのウイルス侵入が危惧されています。

昨年1月の他県の発生例(20万羽規模農場)では、農場の経営再開までに約4か月を要しており、ひとたびHPAIが発生するとその被害が甚大であることがわかります。

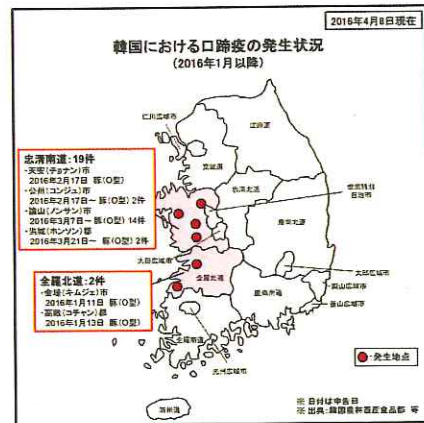


### 3 口蹄疫の発生状況と畜産業への影響

口蹄疫は、本年1月以降も韓国において発生が確認されており、国内でも発生の危険性が高い状態が継続しています。

平成22年の宮崎県での発生では、牛豚合わ

せて約29万頭もの家畜が殺処分となり、さらに日本全土から米国向けの牛肉の輸出が約2年間停止するなど、口蹄疫の発生は畜産業全体に大きな影響を与えることとなります。



### 4 HPAI、口蹄疫の発生を防ぐために

家畜伝染病による被害を最小限にするには、発生の予防、早期の発見・通報、迅速・的確な初動が求められますが、畜産農家の皆様には「飼養衛生管理基準」の遵守・徹底により、「発生の予防」に努めて頂くことが非常に重要です。適切な飼養管理により、農場への病原体の侵入を防止するために、以下の事項の遵守をお願いいたします。

- ・農場敷地を衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、農場（衛生管理区域）の出入りに看板を設置する等により、関係者以外の立入を制限しましょう。
- ・衛生管理区域に出入りする車両や人の消毒を徹底しましょう。また、記帳や指示書・伝票等の保管により、農場に出入りした人の記録をして下さい。
- ・野鳥等の野生動物が鶏舎へ侵入するのを防ぐため、網目が2cm以下の防鳥ネットを設置し、破損があれば遅滞なく修繕して下さい。
- ・餌や飲み水に野生動物の排せつ物等が混入するのを防ぐため、普段から飼槽やウォーターカップ等の設備を清掃して下さい。
- ・特定症状を呈している家畜を発見した際は、直ちに当所へ連絡して下さい。

## 牛ウイルス性下痢・粘膜病にご注意！

病性鑑定課 加茂前 仁弥

牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD・MD）はウイルスの感染によって起こる病気で、届出伝染病に指定されています。急性感染では下痢だけでなく、呼吸器病を引き起こすこともあります。

また、妊娠牛が感染すると死産や異常産を起こしますが、妊娠の初期～中期（胎齢100日前後）に感染すると、胎子がウイルスに対する抗体を作らない「免疫寛容」の状態になり、ウイルスを保持したままで生まれてしまうことがあります。このような牛を持続感染（PI）牛といいます。

### 1 「持続感染牛（PI牛）」とは

PI牛は常に鼻汁や糞尿等から多量のウイルスを排泄するため、他の牛への感染源となります。また、PI牛は一般的に発育不良や削瘦、下痢などの症状が見られるとされていますが、無症状のまま発育して成牛となり、分娩する場合もあり、知らぬ間に農場内での汚染を拡げてしまうこともあります。

なお、PI牛に対する治療法は無く、PI牛と判明した場合は、摘発・とう汰を行う必要があります。また、PI牛から生まれた子牛は必ずPI牛となるため、早期の淘汰が望まれます。

### 2 発生予防対策

本病ウイルスの感染を予防するためには、市販されているワクチンの接種が有効です。診療獣医師と相談のうえでワクチンの接種をお願いします。

現在、家畜保健衛生所では「牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン」に従って、対策を進めているところです。死産の多発や難治性の下痢、発育不良など本病を疑うような場合には、家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。

### （参考）

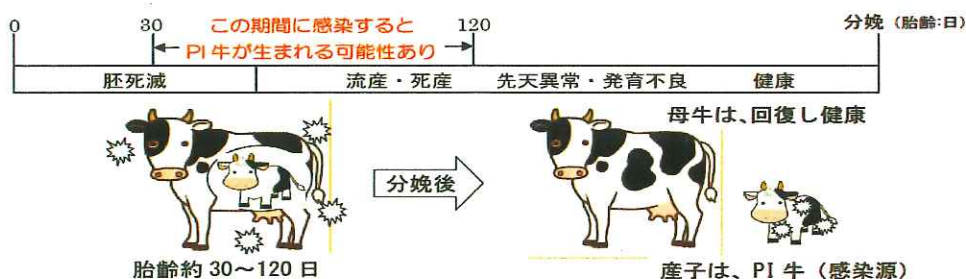
農林水産省HP:牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する情報

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bvd\\_md.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bvd_md.html)

### BVD・MDの発生状況（全国）

年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
戸数	118	118	120	134	158
頭数	228	189	228	259	310

出典：家畜衛生週報



## 獣医事に関する講習会を開催しました

衛生課 森本 優

さる9月8日に神戸市のじぎく会館にて当所及び（一社）兵庫県獣医師会主催、（公社）神戸市獣医師会後援による標記講習会を開催したところ、管内の開業獣医師及び関係職域から115名の参加があり、盛会裏に終わりました。

獣医師法第1条には獣医師の任務として、「診療及び保健衛生の指導、その他の獣医事をつかさどることにより動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展、あわせて公衆衛生の向上に寄与すること」と規定されています。しかしながら、近年獣医師法違反による摘発送検事例の発生や、「麻薬及び向精神薬取締法」での違反事件等、獣医師の姿勢を質される事案が続発し、法令遵守が求められてい

ます。そこで、診療業務等を主とする開業獣医師、団体管理者向けに、改めて関係法令解釈・説明を行いました。当所から「獣医師法・獣医療法の解説」、県庁畜産課矢島主査から「動物用医薬品の適正使用」、薬務課薬務対策・捜査班 滝本主任から「医療用麻薬の適正管理」と、3題の解説を行いました。講演後には、獣医師の診療行為の範囲や動物用麻薬の取扱い等活発な質疑応答となり、関心の高さがうかがえました。当所として関係法令については引き続き浸透を図り、獣医師が適正に対応できるように取り組んでいきたいと考えます。

【衛生情報2】

## 11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です

我国では、毎年11月が薬剤耐性菌対策月間として位置づけられています  
~~~~抗菌剤の慎重使用に取り組みましょう~~~~

### 畜産関係者が実施すべき対策は？

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

### 愛玩動物医療関係者が実施すべき対策は？

- ① 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること
- ② 使用する場合は、感受性試験などにより、有効な抗菌剤を選択し必要最小限の使用とすること
- ③ フルオロキノロン等の第二次選択薬は第一次選択薬が無効の場合のみ使用する

詳細は、農林水産省 HP に掲載されています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

## 飼料中の抗菌剤残留検査による畜産物安全性確保について

安全対策課 岡野 康行

当所では従前から、畜産物の安全と消費者の安心・信頼を確保することを目的として、畜産農家等に対し動物用医薬品・飼料等の適正使用に関する指導及び検査を行っており、その一環で鶏卵・鶏肉等の畜産物について抗菌剤の残留検査を行ってきました。

平成26年度からは一步川上に遡る「攻め」に切り替え、給与飼料中の抗菌剤の残留検査を行っています。出荷前の家畜に給与されている飼料について、残留がないか抽出検査し、残留があった場合には休薬期間の厳守等必要な指導を行い、畜産物の安全性確保を図っています。

具体的には、肉用鶏農場の給与飼料を対象に、有薬飼料から無薬飼料に切り替わった数日後に飼料タンクや給餌機ホッパー等から採材したものを検査します。対象薬剤はポリエーテル系抗生物質であるサリノマイシン、モネンシン、ラサロシドで、国が定める飼料分析基準に基づきバイオオートグラフ法で行います。



結果は、平成26年度の7農場20検体は全て陰性でしたが、27年度は9農場25検体中1農場2検体で陽性でした。

陽性農場への聞取調査では、原因は飼料運搬会社の手違いにより飼料タンクを間違えたためであり、その結果、後期飼料と仕上げ期飼料が混入したことが判明しました。

陽性農場が給与していた後期飼料は食鳥処理前7日間使用できないため、農場に対して速やかな対処と再発防止を指導しました。

本事例では、結果通知後速やかに仕上げ期飼料に切り替えたため、再度適切な休薬期間を設け出荷時には抗菌剤は残留しないよう対処できたのが大きな成果でした。同様の事例は県内の管外農場でも発生していることから、今後も引き続き給与飼料の抗菌剤残留検査を行っていく予定です。



【阻止円の有無で判定】

### 【お知らせ1】

#### 平成29年1月は「獣医師法第22条」の届出年月です

獣医師免許をお持ちの方は平成29年1月31日までに住居地を管轄する家畜保健衛生所まで届出書を提出してください。

届出書様式、記載事項は当所HP経由、もしくは農林水産省HPでご確認ください。

### 【お知らせ2】

#### 本県で「牛の家畜人工授精師養成講習会」が開催されます

- 1 開催日程 平成29年1月下旬から概ね1ヶ月間程度
- 2 開催案内及び受講スケジュール等は当所HPに記載するとともに、12月中に関係団体等へお知らせします。

【家畜飼養者（愛玩も含む）のみみなさまへ】

「飼養衛生管理基準」の定期報告について

家畜の飼養者（業務、愛玩問わず）は、毎年2月1日時点で飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況を家畜保健衛生所に届出いただくことが法律で義務づけられています。

つきましては、飼養者のみなさまには報告書の提出をお願いします。また、関係機関のみなさまにも提出等の啓発にご協力をお願いします。

1 対象となる家畜（愛玩含む）

牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏（にわとり）、うずら、あひる（あいがもを含む）、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を1頭（羽）以上飼育している人。

2 報告いただく内容

飼育する家畜の種類と頭羽数、衛生管理の状

況等（様式は当所 HP からダウンロードできます）

なお、小規模に規定される飼養者のみなさまには、飼養場所及び頭羽数をお知らせいただければ結構です

- ・牛、馬 1 頭
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし 6 頭未満
- ・鶏（上記種類・だちょう除く）100 羽未満
- ・だちょう 10 羽未満

3 報告期限 H29 年 3 月末日

4 届出先及びお問い合わせ

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

☎079-240-7085 FAX079-232-2685

~~~~~若手職員の紹介です~~~~~

【防疫第1課 鈴江 大輔（写真左下）】

4月から兵庫県動物愛護センター 龍野支所より異動して参りました。趣味はテニスと旅行です。

【防疫第1課 今橋 大輔（写真右下）】

平成27年度に入庁し、防疫第1課に配属されました。仕事と趣味を両立し、精一杯業務に取り組んでいきます。

【防疫第2課 小山 芽以（写真右上）】

この4月に新任職員として防疫第2課に配属されました。兵庫県の酪農・畜産業を支える一員として頑張ります。よろしくお願いたします！

【衛生課 森本 優（写真左上）】

4月から臨時的任用職員として勤務しています。若手の強みであるフットワークと活気を活かして、笑顔で職務に励みたいと思います。



28農②-007A4